

## 経営力強化総合支援アドバイザー派遣事業実施要領

令和 8 年 4 月 1 日  
石川県商工会連合会

### 1. 事業の目的

経営力強化総合支援アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）は、エネルギー・物価の高騰、税制・労働法制の見直し、さらには、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により影響を受けている、中小企業・小規模事業者の様々な経営課題に対して、外部専門家の派遣を行い、解決に向けた支援を行うことを目的とする。

### 2. 事業の実施体制

本事業は、石川県商工会連合会（以下「本会」という。）が、県内商工会との連携・協力のもとに実施する。

### 3. 専門家派遣の対象者

専門家派遣の対象者は、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、石川県内に事業所を有する者及び創業予定者（以下「中小企業者等」という。）とする。

【参考】中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者

① 資本金又は従業員が次の業種ごとに定める額又は人数以下の会社又は個人

ア 製造業その他（イ～キの業種を除く）：3億円 300人

イ 卸売業：1億円 100人

ウ 小売業：5千万円 50人

エ サービス業：5千万円 100人

オ ゴム製品製造業：3億円 900人

カ ソフトウェア業又は情報処理サービス業：3億円 300人

キ 旅館業：5千万円 200人

② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

③ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が①のいずれかに該当するもの

※一般・公益法人（社団・財団）、個人開業医、医療法人、農家、農事組合法人、特定非営利法人、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合、消費生活協同組合等は対象とならない。

#### 4. 専門家派遣の対象内容

中小企業者等が解決に向けて取り組む様々な経営課題(デジタル化、グリーン化、生産性向上、経営革新、資金繰り、事業承継、事業再生、米国関税対応、賃上げ等)を派遣の対象とする。

ただし、中小企業者等の業務の代行を目的とするものは派遣の対象とならない。

##### 【主な業務代行の例】

- ・ ホームページの作成
- ・ 借入申込書の作成
- ・ 就業規則の作成
- ・ 接遇向上等の社員研修

#### 5. 実施規定

##### (1) 専門家の派遣

本会は、商工会を通じて依頼のあった中小企業者等に、(2)の①～⑤に規定する専門家を直接派遣し、必要な経営支援を行う。

##### (2) 派遣する専門家の選定

派遣する専門家は、次のいずれかに該当する専門家の中から、県の助言を得て、本会が商工会と協議のうえ選定する。

- ① 各種の経営、技術、技能等(以下「技能等」という。)に関する実務に10年以上の経験を有する者
- ② 技能等に関する公的資格を有し、かつ、実務に5年以上の経験を有する者
- ③ 技能等に関する指導、教育機関に所属し、指導、教育、研究等に5年以上の経験を有する者
- ④ 技能等に関連して、過去1年以内に10件以上、中小企業者等を指導した経験を有する者
- ⑤ 上記①から④の者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

##### (3) 派遣回数

1企業あたりの派遣回数の上限は以下のとおりとする。なお、同一の企業が同時に複数の経営課題に取り組む場合、複数の専門家を派遣できるものとする。

|   |      |
|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 再生支援のため派遣を受ける企業</li><li>・ 事業承継のため派遣を受ける企業</li><li>・ 令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨により被害を受けた企業(市町が発行する被災証明・罹災証明等の交付を受けることが条件)</li><li>・ 最近1ヶ月の売上高、売上総利益率又は売上高営業利益率が前年同月と比較して3%以上減少</li><li>・ 賃上げのため派遣を受ける企業</li><li>・ 賃上げ関連の補助金の交付決定を受けた企業(業務改善助成金、賃上げに向けた収益力強化補助金、賃上げ環</li></ul> | 上限なし |
|---|------|

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 境整備助成金、被災小規模事業者賃上げ支援金等) |         |
| ・上記以外の企業                | 年度内3回以内 |

#### (4) 派遣方法

通常の現地での派遣に加え、オンラインでの派遣も可能とする。

##### 【オンラインでの派遣が想定される場合】

- ・感染症、災害等により移動が制限される場合
- ・現場での派遣を経ており、オンラインでも進捗確認や助言が可能な場合
- ・現場の確認を必要としない場合

#### (5) 経営指導員等の同行

現場での派遣、オンラインでの派遣のいずれの場合も、商工会の経営指導員等が同行することを派遣の条件とする。

#### (6) 事務手続き

別紙「専門家指導業務フロー」のとおり

#### (7) 専門家への謝金及び旅費の支給

専門家への謝金及び旅費は、本会が支給する。

### 6. 制度の普及

本事業の実施にあたっては、本会及び商工会において、巡回指導(訪問)をはじめ、各種セミナー、会議、広報誌、ホームページ等により、その普及・浸透に努めるものとする。

### 7. 協力体制

本事業の円滑な推進を図るため、本会及び商工会は専門家が指導上必要とする情報の収集等について、十分な協力体制をとるものとする。

### 8. 守秘義務

本会及び商工会は、専門家に対し、指導上知り得た秘密を厳守するよう指導するものとする。

### 9. その他

この要領に定めのない事項に関しては、本会会長がその都度決定する。